

遺言書と遺産分割協議書のいずれもない場合

必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。
 そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。
 「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」などは原本提示が必要となります。
 書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	法定相続情報一覧図の写し（原本） （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠️ 作成日より1年以内のもの または、 お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本） 「出生～死亡までの連続した戸籍謄本」をご準備ください。 ⚠️ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局 戸籍謄本：市区町村役場
2	法定相続情報一覧図の写し（原本） （法務局の発行する認証文付きの書類） 法定相続一覧図に異動がある場合は、異動内容が確認 できる戸籍謄本等をご提出ください。 ⚠️ 作成日より1年以内のもの または、 すべての相続人さまの戸籍抄本（または戸籍謄本） （原本） お亡くなりになった方との関係がわかる戸籍抄本(または戸籍 謄本)をご準備ください。お亡くなりになった方の戸籍謄本で 確認できる場合は不要です。 ⚠️ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局 戸籍謄本：市区町村役場
3	すべての相続人さまの印鑑登録証明書（原本） 未成年者が相続する場合、必要となる印鑑登録証明書は 代理人さま分となります。 ⚠️ 発行日より6カ月以内のもの	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
4	すべての相続人さまの実印 「相続に関する依頼書」にすべての相続人さまの署名と実印の 捺印が必要です。	<input type="checkbox"/>	お客さま
5	相続に関する依頼書（当行所定の書類） 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項を ご記入ください。	<input type="checkbox"/>	相続オフィスまたは 当行本支店窓口
6	お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等 お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、 貸金庫の鍵等をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
7	印鑑届（当行所定の書類） 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人 さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入され た「印鑑届」をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	当行本支店窓口

※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。